

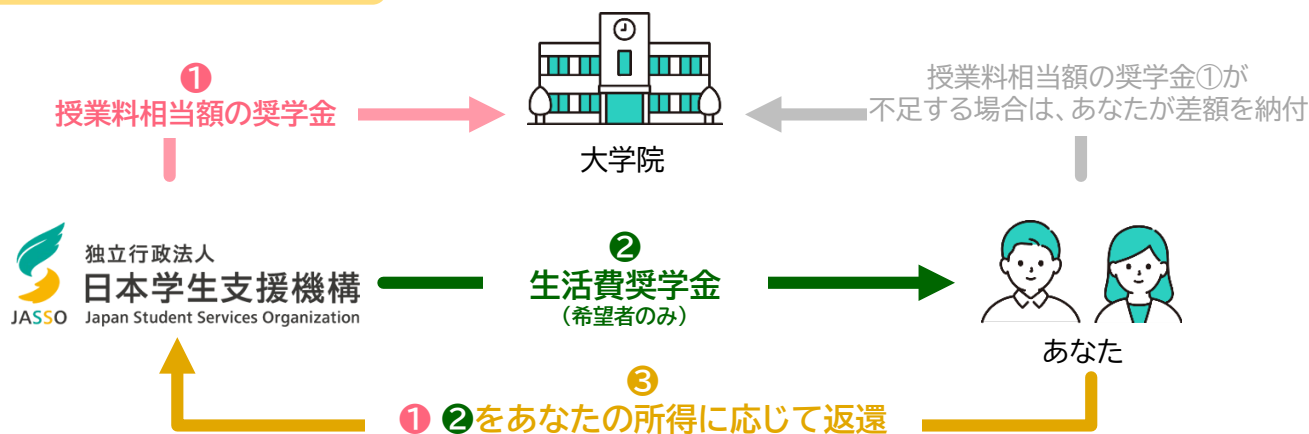
～大学院修士段階における～

授業料後払い制度

始まりました!



「後払い」の仕組み



- **授業料相当額の奨学金①をそのまま授業料に充てる**ことができ、さらに**生活費奨学金②を毎月受け取れる**新たな制度です。
- 授業料相当額の奨学金①は学校に直接振り込まれ※1、授業料のためにまとまった資金を用意する負担を減らせます。
- **貸与終了後、所得に応じた月額での返還③が必要です(無利子)。**

支援の内容

① 授業料相当額の奨学金	※2年額 国公立: 最大 535,800円 / 私立: 最大 776,000円
② 生活費奨学金	①に追加で 月額 2万円 / 4万円 から選択 (希望者のみ)
③ 貸与終了後の返還	・ 所得に応じて返還月額を決定(年収が300万円程度になるまでは毎月2,000円) ・ 返還者本人に子どもがいると、返還月額が減額 ・ 機関保証制度への加入が必須で、最終的な貸与額には保証料相当額が含まれる。 ・ 「特に優れた業績による返還免除制度」の申請可

募集と注意点



- ✓ **令和6年度秋以降に大学院修士相当の課程※3に入学した方が対象です。**
- ✓ 入学時期に応じ、募集を行います(日本学生支援機構の奨学生としての選考があります)。詳しくは大学院の窓口にご確認ください。
- ✓ **日本学生支援機構の第一種奨学金と併用できません。**

※1 振込先はあなたになることがあります。

※2 授業料相当額の奨学金の振込時期・金額は、大学院が指定します。

※3 修士課程、一貫制博士課程を含む博士前期課程、専門職大学院。貸与期間は標準修業年限が上限です。

詳しくは





第一種奨学金と授業料後払い制度の比較

第一種奨学金

こんな方におすすめ

- 授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方
- 人的保証や、定額返還方式を利用したい方



在学中の支援内容

月々の振込額

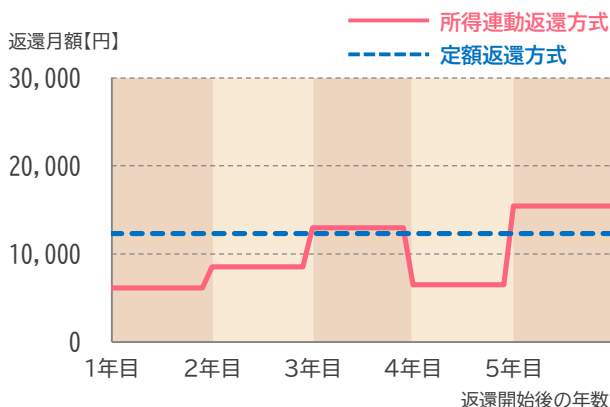
50,000円 または 88,000円

年間の振込総額(例)

600,000円 ~ 1,056,000円

- 返還方式(定額・所得連動)や保証制度(人的保証・機関保証)を選べます。ただし、所得連動返還方式を選択した場合は、機関保証制度への加入が必須となります。
- 人的保証制度は、連帯保証人と保証人の選任が必要です。機関保証制度は、上記振込額から保証料相当額が差し引かれて振り込まれます。

貸与終了後の返還例



※ 定額返還方式の返還月額は、88,000円を2年間貸与した場合を想定

※ 年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定
(所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)

授業料後払い制度

こんな方におすすめ

- 授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方
- 大学院修了後、所得が低い間はできるだけ返還月額を低くしたい方



在学中の支援内容

年間の授業料相当額の振込額

国公立:最大 535,800円

私立 :最大 776,000円

月々の生活費奨学金の振込額

20,000円

または
40,000円

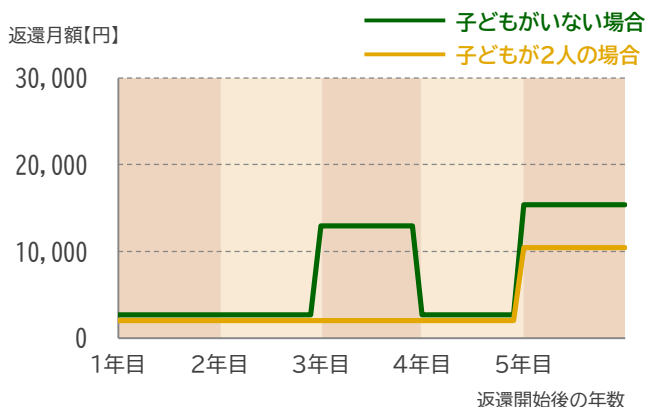
年間の振込総額(例)

国公立: 年間最大 1,015,800円

私立 : 年間最大 1,256,000円

- 授業料相当額(授業料の振込額)は、実際の授業料に応じた額を学校が指定します。実際の授業料や授業料減免等により、振込額がこれより少なくなることがあります。
- 機関保証制度への加入が必須となります。
- 上記生活費奨学金の振込額から保証料相当額が差し引かれて振り込まれます。
- 上記年間の授業料相当額の振込額は、保証料相当額が差し引かれていきますので、返還が必要な額はこれよりも大きくなります。

貸与終了後の返還例



両制度
共通

両制度とも、採用の選考のための家計基準や学力基準は共通です。

- 「特に優れた業績による返還免除制度」が利用できます。
- 博士課程相当に進学した場合等には返還期限猶予(在学猶予)の利用が可能です。
- 第一種奨学金の所得連動返還方式にも、子どもの数に応じた控除があります。

